

1 公共事業箇所評価について

平成16年度から、秋田県の評価制度が改善され、その一環として公共事業箇所評価も新しく生まれ変わりました。

1 制度改善の背景

- (1) 経済の長期にわたる低迷や、国の三位一体改革などにより、県の財政状況は一段と厳しさを増し、限られた財源の効果的且つ効率的な活用が喫緊の課題となっている。
- (2) また、地方分権の進展に伴い、県政には、NPOなど地域の様々な主体とパートナーシップのもとに、地域の実情に即した主体的な地域経営を創意工夫しながら進めることが求められていることから、効果的な施策事業の適切な選択を図ることがますます重要となっている。
- (3) こうした状況の中で、県民ニーズや政策等の推進状況を的確に把握し、成果を重視した効率的な県政の推進や県民への説明責任の徹底を主目的に実施している政策等の評価の果たす役割は、これまで以上に大きくなっている。
- (4) このため、県政運営の基本となる「企画立案(plan) 実施(do) 評価(check) 改善(action)」のマネジメントサイクルの重要な一角を担う”評価”の更なる強化に向けた制度の改善・充実を図る必要がある。

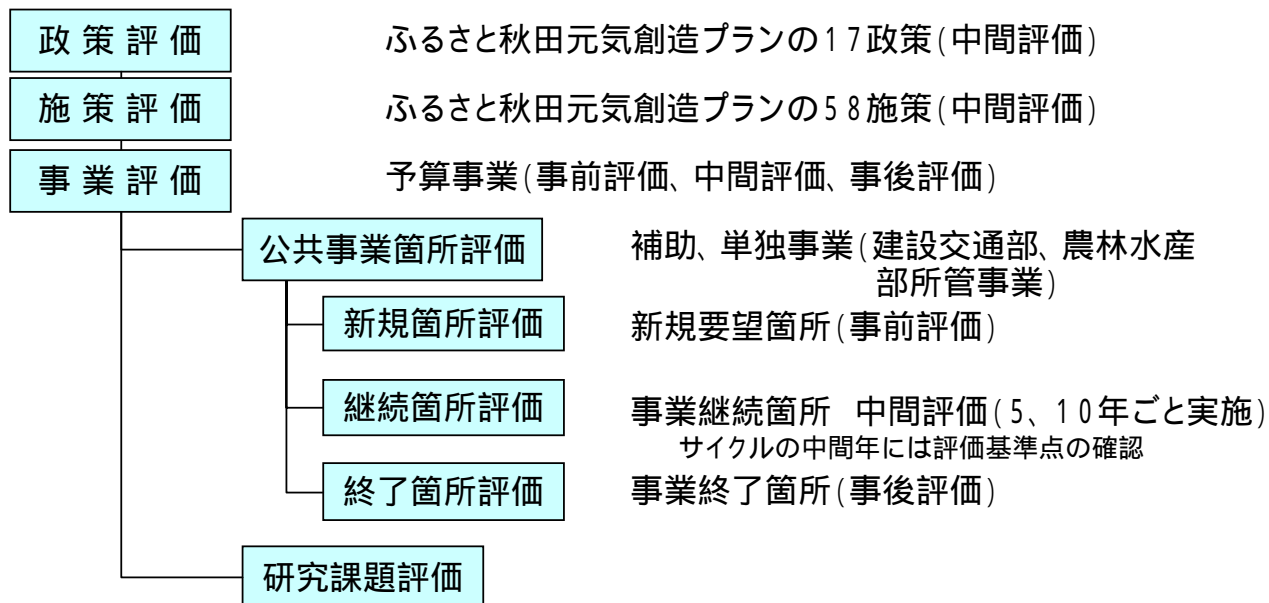
2 制度改善の目的

- (1) 適切な評価の実施と有効活用
 - ・厳格な評価の実施
 - ・評価結果の政策企画立案、予算編成などへの積極的活用
- (2) 評価制度の充実
 - ・評価基準の明確化等評価の客観性向上
 - ・適切な評価指標の設定
- (3) 県民への説明責任
 - ・評価のプロセスの透明化
 - ・迅速な情報提供

3 公共事業箇所評価について (秋田県公共事業評価体系図参照)

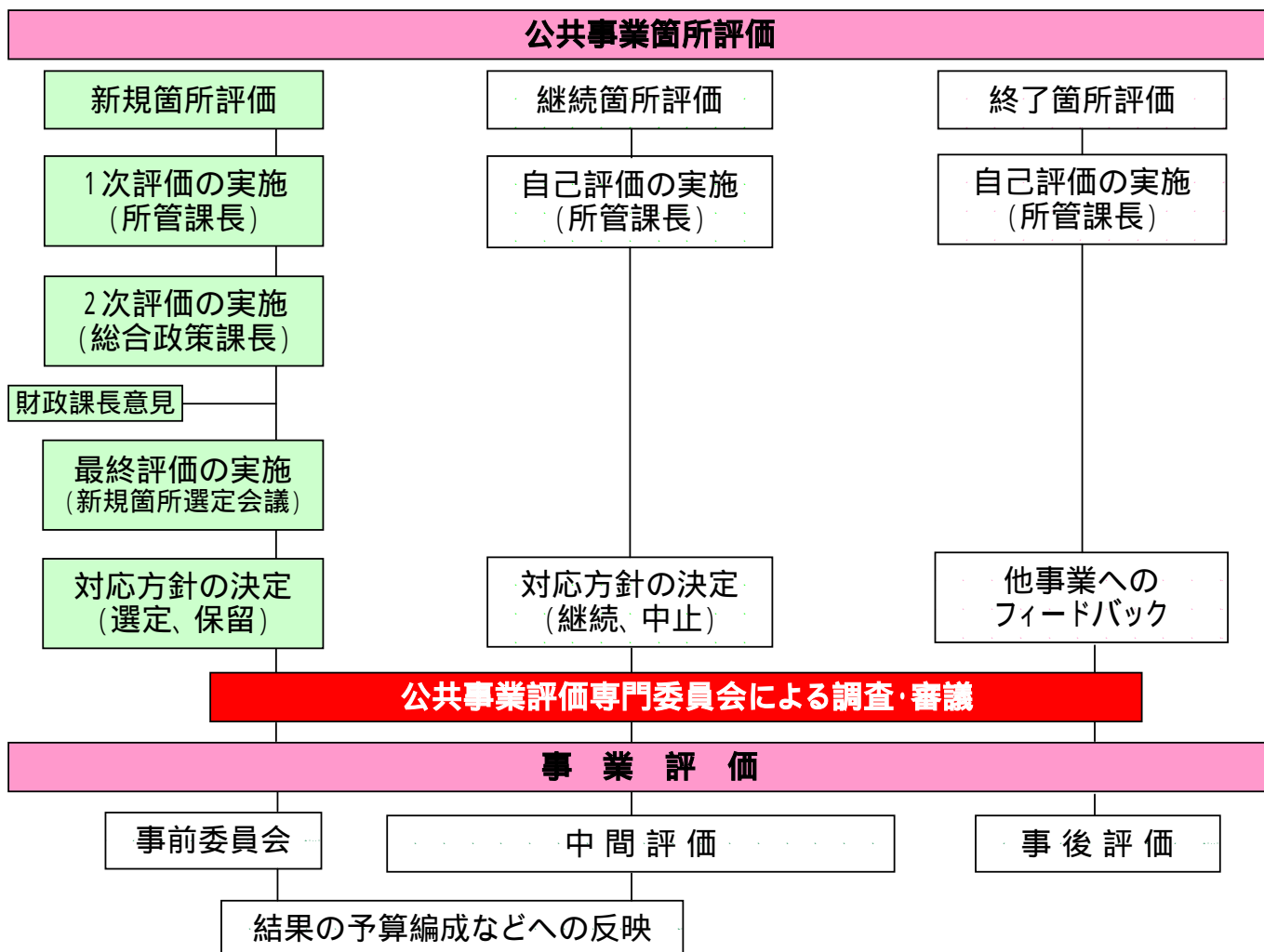
- (1) 制度の一元化
条例に基づく公共事業評価システムと、要綱に基づく公共事業箇所選定システムが並立し、制度の一貫性、明確さに欠けるため、評価条例に基づく制度(評価に関するマニュアル)に一本化している。
- (2) 公共事業箇所評価の位置付け
事業を構成する箇所ごとに、事業実施の背景、外部環境、目的、事業内容などが異なるため、箇所評価を重視した仕組みとして、事業評価の傘下に公共事業箇所評価を独立して位置付けている。
- (3) 外部評価委員会の審議
従来は、継続箇所評価(内部評価)と再評価(外部評価)を実施してきたが、新規箇所評価と終了箇所評価を加え、さらに継続箇所評価と再評価を一本化することにより、公共事業箇所評価は以下の3区分となっている。あわせて、評価の更なる充実及び透明性、客観性の確保の観点から、これら全てを外部評価委員会(公共事業箇所評価専門委員会)の審議の対象としている。
「新規箇所評価」 「継続箇所評価」 「終了箇所評価」
- (4) 個別事業別判定基準の設定
より客観的で精度の高い評価を行うため、これまで一律に設定していた評価基準を、道路、河川、下水道事業など、個別の事業特性に応じて設定する。

知事が行う政策等の評価の体系(全体)



秋田県公共事業評価体系

スタート



2 国直轄事業に係る維持管理負担金の廃止について

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止する等のため、関係法律の規定について所要の改正を行う法律案を国会に提出し、平成22年度から維持管理費負担金が廃止される運びとなりました。



国直轄事業に係る負担金とは

国が直接実施する道路、河川、港湾などの整備事業では、道路法や河川法などにに基づき、地方自治体は一定割合で負担金を支出することが義務づけられている。負担金は、新設・改築系、維持管理系、業務取扱費に分けられるが、平成22年度に業務取扱費は全廃された。

直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理負担金を廃止。

経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業（安全性の確保等のために速やかに行う必要のある特定の維持管理）に要する費用についてはその対象を明確にした上で、都道府県等から負担を徴収する。併せて、直轄事業負担金の業務取扱費を全廃するとともに、公共事業に係る補助金の事務費も全廃。

直轄事業の負担率(道路の場合)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新設・改築	1 / 3	1 / 3	1 / 3
維持管理	4.5 / 10	0 / 10	0 / 10
特定の事業	4.5 / 10	4.5 / 10	0 / 10

3 あきたエコマネジメントシステムについて

1 秋田県庁の環境方針について

県の環境マネジメントシステムについては、平成13年3月にISO14001の認証を取得し、県自らが率先して環境配慮に取り組んできたところですが、ISOの仕組みが全庁に浸透してきたことから、平成22年3月の有効期限をもってISOの登録を更新せず、これまで蓄積したノウハウを活かした県独自の新たな環境マネジメントシステムである「あきたエコマネジメントシステム」を構築し、運用することとなりました。

このシステムは、これまでのISOに基づく環境マネジメントシステムにおける「環境方針」を継承しつつ、簡潔でわかりやすい事務処理を簡素化するなどの効率的な運用を図っていくほか、独自の「内部監査・外部評価」を導入することとしています。

秋田県庁環境方針(平成22年4月1日～)

秋田県庁は、自らが行う事務事業活動が環境に及ぼす影響を継続的に改善していくため、次の方針に基づき積極的に行動します。

(1) 総合的な環境保全施策の推進

「自然と人との共生」、「環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築」、「地球環境保全への積極的な取り組み」、「環境保全に向けての全ての主体の参加」を基本としながら、秋田県環境基本計画に掲げる環境保全施策を推進します。

(2) 事業活動における積極的な環境配慮の実施

公共事業の実施において、公共事業環境配慮システムを基に、環境に配慮した事業を実施し、環境負荷の低減に努めます。

(3) 秋田県庁環境保全率先実行計画の推進

オフィス活動において、秋田県庁環境保全率先実行計画を基に、省エネルギー・省資源やグリーン購入を推進し、温室効果ガス排出量の削減など、環境負荷の低減に努めます。

(4) 環境関連法規等の順守

環境に関する法令、条例、協定、その他の合意事項を順守し、環境汚染の防止に努めます。

2 建設交通部の取り組み

建設交通部では、土地の形質の変更や建物の建築等を伴う公共事業は、事業の計画から施工に至る各段階において、周辺環境に少なからず影響を及ぼす行為であることから、生態系をはじめとする各環境側面に対し、配慮を尽くす必要があります。

このことから、県庁内における建設交通部の事務・事業の特徴は次の2点です。

下水道や道路、河川などの公共事業(建設工事)を行っていること。

下水道終末処理場、空港、港湾、ダムなどの施設の運用や維持管理を行っていること。

このため、建設交通部ではこの2点を中心に、環境への負荷の低減に取り組めます。

取り組みの概要は次のとおりです。

(1) 公共事業(建設工事)について

「秋田県公共事業に係る環境配慮方針」を定め、下水道、道路、河川、港湾、建築などの事業種別ごとに、事業の設計、施工及び管理の各段階において、環境へ配慮した取り組みに努めます。

(取り組みの具体例)

- ・地域の健全な生態系の維持に配慮する。
- ・環境保全に配慮した施工計画を立てる。
- ・建設廃棄物の削減とリサイクルに努める。

(2) 施設の維持管理について

下水道終末処理場、空港、港湾、ダムなどの施設における電気使用量の増加抑制を中心に、取り組みを進めます。

(取り組みの具体例)

- ・下水道終末処理場のより効率的な運転方法を検討・実施する。
- ・空港の融雪剤散布量の削減方法を検討・実施する。